

三重県地域密着型サービス外部評価実施要領

1 目的

指定認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準」という。）において、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとされている。

（1）外部の者による評価（基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価。以下「外部評価」という。）

（2）運営推進会議における評価（基準第97条第8項第2号に規定する運営推進会議における評価。以下「運営推進会議における評価」という。）

この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日付け厚生労働省老健局計画課長通知）」に基づき、三重県における上記（1）の外部評価について必要な事項を定める。

2 外部評価の趣旨

（1）事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るものである。

（2）外部評価は、評価の結果を公表することにより、認知症対応型共同生活介護入居者及びその家族への情報提供を推進するとともに、サービスを利用しようとする者のサービスの選択に資するものである。

3 外部評価の実施回数

（1）事業者は、その設置・運営する事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。

（2）新たに指定を受けた事業者は、指定を受けた日から概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を実施し、指定を受けた日から1年以内に外部の者による評価を実施するものとする。

（3）県は、事業者の申出により、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、（1）の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなす。

なお、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ、当該事業者の指定及

び監督を行っている市町（広域連合）と協議し、同意を得るものとする。

ア 別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町に提出していること。

イ 運営推進会議が、5年間継続して市町が条例で定める回数以上毎年度開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員が5年間継続して必ず出席していること。

エ 別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

(4) 前項に規定する外部評価の実施回数の適用により、外部評価を実施しないこととした年度の翌年度は、必ず外部評価を実施すること。

(5) 運営推進会議における評価を選択した年度は、6に定める評価機関が行う外部評価を継続したとはみなされないものとする。

4 外部評価実施回数の緩和に係る申請手続き

3の(3)に規定する外部評価の実施回数を2年に1回にしようとする事業者の申請手続きについては以下とおりとする。

(1) 外部評価の実施回数に関する基準日は、毎年4月1日とする。

(2) 外部評価を行わないこととしたい年度の4月1日もしくは前年度の評価結果の通知日から1か月を経過する日のいずれか遅い日までに、当該事業所の指定及び監督を受けている市町（広域連合）へ、様式1を提出するものとする。

(3) 様式1の提出を受けた市町（広域連合）は、3の(3)に規定する要件について審査し、外部評価を行わないこととしたい年度の4月30日までに、様式2、チェックリスト市町（広域連合）用、意見書（該当する場合）を添付して県へ提出するものとする。

(4) 県は、提出を受けた様式1及び様式2の申請内容を確認し、3の(3)の適用についての可否を決定し、様式3により事業所あて、様式4により市町（広域連合）あて、様式5により外部評価機関あてに通知するものとする。

(5) 事業者は、適用が決定し、外部評価を実施しない年度についても、自己評価を適切に実施するものであること。

5 外部評価実施回数の緩和適用に係る取扱い

県は、3の(3)の適用についての可否の決定において、以下のものについては、要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

(1) 3の(3)のウについて、その事実が旅行命令簿又は会議録、事業所からの会議への出席依頼文書等により確認できること。また、市町（広域連合）及び地域包括センターの都合でやむを得ず出席できなかった場合であっても、以下のアからウま

でに該当し、かつ市町から意見書（別添参考様式）が提出されること。

ア 市町の職員又は地域包括支援センターの職員が毎回出席できるよう、事業所と市町又は地域包括支援センターが連携・調整に努めていること。

イ 事前に欠席することが判明している場合は、市町の職員又は地域包括支援センターの職員の意見が反映できる体制が整っていること。また、突発的に欠席した場合は、会議資料等や議事録の送付を受け、内容を把握していること。

ウ 以上の場合であっても、4回以上市町の職員又は地域包括支援センターの職員が出席していること。

(2) 3の(3)のエについて、評価結果が、「取り組まれていない」「取り組む方向が誤っている」等のマイナスの内容でないこと。

6 評価機関

外部評価は、県が選定した評価機関（以下「評価機関」という。）が行うものとし、評価機関の要件及び選定手続については、別に定める。

7 外部評価の手続き

(1) 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申込み、業務委託契約を締結し、当該契約に基づき評価機関に対して評価手数料を支払うものとする。

(2) 評価機関は、当該機関の業務実施要領を定め、当該実施要領及び前項の評価業務委託契約に基づき外部評価を実施するものとする。

(3) 評価機関は、評価手数料を決定したときは、県、事業所及び評価調査員に報告するものとする。

8 外部評価項目

外部評価の評価項目は、別紙1によるものとする。

9 外部評価の内容

(1) 調査の実施

評価機関は、次に掲げる調査の結果を総合した上で、その結果を決定することにより外部評価を行うものとする。

ア 書面調査

書面調査は、次に掲げる調査により行うものとする。

(ア) 事業所現況調査

評価を受ける事業者から、次の文書の送付を受けることにより行う。

- ・ 事業所の運営概要が分かる書類
- ・ 事業所のサービス提供概要が分かる書類

(イ) 自己評価及び外部評価結果票（外部評価に係る記入欄を除く）（別紙2）

評価を受ける事業者から、県が定める自己評価項目について、事業者の代表者

の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら実施した直近の自己評価について記した自己評価結果（複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、自己評価に係る記入欄について、各ユニットごとに作成したもの）の送付を受けることにより行う。

（ウ）利用者家族等アンケート調査

評価機関は、評価を受ける事業者を通じて利用者の家族を対象とするアンケート調査（別紙3）を行うものとし、回答については、利用者の家族から評価機関に対して直接送付を受けるものとする。

イ 訪問調査

訪問調査は、次により行うものとする。

- （ア）訪問調査は、書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、県が定める外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。
- （イ）訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。
- （ウ）所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括ミーティングと調査内容の確認を行う。
- （エ）評価を行う際には、評価調査員は、評価機関に所属する評価調査員であることを証する書類を絶えず所持し、事業所の職員から提示を求められたときには提示する。

ウ その他

緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じ市町の担当部局に通報するなど、適切な対応を行うものとする。

（2）評価結果の確定

評価機関は、書面調査及び訪問調査の終了後、外部評価結果を確定し事業者に対して通知するものとする。なお、具体的な手続きについては、評価機関が定める業務実施要領に定めるものとする。

（3）評価結果の公開

ア 評価機関は、利用者による事業所のサービスの選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、外部評価の結果を広く公開するものとする。

イ 外部評価の結果の公開を行う場合の様式は、別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」とする。

ウ 事業者は、外部評価の評価結果報告書（評価調査員のコメント等が付されたもの）を、以下のように取り扱うものとする。

- （ア）利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。

- (イ) 事業所内の見やすい場所に備え付けることのほか、入居者の家族に送付するなど積極的に公開するものとする。
- (ウ) 事業所が存する市町及び平成18年4月1日以降指定を受けた他の市町に対して、評価結果等を提出するものとする。
- (エ) 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明するものとする。この場合、併せて別紙2の「3 サービス評価の実施と活用状況」を作成し、説明することが望ましいこと。
- (4) 事業所が存する市町は、介護サービスの利用を希望する者による事業者の選択に資するために、事業所から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、市町等の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

10 評価結果の報告

評価機関は、外部評価を実施した場合は、評価調査員の活動実績及び評価結果等について別紙4の「地域密着型サービス外部評価事業 四半期報告」により県へ報告するものとする。

11 書類の保存期間

事業者は、2の(1)の規定に基づいて実施する介護サービスの質の評価に関する書類を外部評価の結果の通知を受けた日から2年間保存するものとする。

なお、3の(3)に規定する外部評価の実施回数の適用を受けようとする事業者は、5年間保存すること。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

この要領は、平成19年2月21日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年9月7日から施行し、平成24年度の外部評価から適用する。

この要領は、平成26年3月3日から施行する。

ただし、施行前に選定された外部評価機関は平成26年3月31日までは、施行前の実施要領に基づき、外部評価を実施するものとする。

この要領は、平成27年7月30日から施行し、平成27年度の外部評価から適用する。

この要領は、令和3年5月10日から施行し、平成3年度の外部評価から適用する。

この要領は、令和5年3月6日から適用する。